

別表第1（第3条関係）

事業区分	(1)国事業	(2)県事業												
対象事業者	<p>次のアからウのいずれの要件にも該当する就労継続支援A型事業所及び就労継続支援B型事業所（ただし、他の経営支援策（※1）を受けている場合を除く。）とする。</p> <p>ア 交付の申請を行った月において1人以上の利用者に対して障害福祉サービスを提供していること。</p> <p>イ 平成30年4月10日付障発0410第1号「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」の一部改正について」記1（5）にある（報告対象年度分の）工賃実績を都道府県等に報告していること。</p> <p>ウ 次の（i）又は（ii）の要件に該当すること。</p> <p>（i）令和2年1月以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、1ヶ月の生産活動収入が前年同月比で50パーセント以上減少した月（※2、※3）（以下「対象月」という。）があること。</p> <p>（ii）令和2年1月以降、連続する3ヶ月の生産活動収入が前年同期比で30パーセント以上減少した期間（※4、※5）（以下「対象期間」という。）があること。</p> <p>※1 持続化給付金、持続化補助金（小規模事業者持続化補助金）、家賃支援給付金その他本事業と支援内容が重複すると知事が認める国及び自治体の支援策のことをいう。</p> <p>※2 事業開始後最初の生産活動収入が平成31年1月から令和元年12月の間に発生した事業所にあつては、当該月から令和元年12月までの月平均の生産活動収入と比べて50パーセント以上減少した月のことをいう。</p> <p>※3 事業開始後最初の生産活動収入が令和2年1月から令和2年3月の間に発生した事業所にあつては、令和2年4月以降の1ヶ月の生産活動収入が、事業開始後最初の生産活動収入が発生した月から令和2年3月までの月平均の生産活動収入と比べて50パーセント減少した月のことをいう。</p> <p>※4 事業開始後最初の生産活動収入が平成31年1月から令和元年12月の間に発生した事業所にあつては、当該月から令和元年12月までの月平均の生産活動収入に3を乗じた額と比べて30パーセント以上減少した期間のことをいう。</p> <p>※5 事業開始後最初の生産活動収入が令和2年1月から令和2年3月の間に発生した事業所にあつては、令和2年4月以降の連続する3ヶ月の生産活動収入が、事業開始後最初の生産活動収入が発生した月から令和2年3月までの月平均の生産活動収入に3を乗じた額と比べて30パーセント減少した期間のことをいう。</p>	<p>左記の「50パーセント」を「30パーセント」に、「30パーセント」を「10パーセント」に読み替える。</p>												
補助対象経費	<p>次のアからカまでに例示する経費など、生産活動の実施に必要な経費であつて、その存続、再起に向けて、就労支援事業会計（「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」の一部改正について（平成25年1月15日付社援発0115第1号厚生労働省社会・援護局長通知）別紙に示す会計処理のことをいう。）から支出すべき費用とする。</p> <p>ア 生産活動を存続させるために必要となる固定経費等の支出に要する費用</p> <p>イ 生産活動の再稼働等にかかる設備整備のメンテナンス等に要する費用</p> <p>ウ 通信販売、宅配、ホームページ製作等新たな販路拡大等に要する費用</p> <p>エ 新たな生産活動への転換等に要する費用</p> <p>オ 在庫調整等に要する費用及び風評被害への対応等に係る広報活動に要する費用</p> <p>カ その他生産活動の再起に向けて必要があると認められる費用</p>													
補助基準額	<p>以下の算出式による算出額に応じ、下表のとおりとする。</p> <p>【算出式】</p> <p>（ウ（i）に該当する事業所の場合） 直前の事業年度の年間生産活動収入（※6）－（対象月の生産活動収入×12）</p> <p>（ウ（ii）に該当する事業所の場合） 直前の事業年度の年間生産活動収入（※7）－〔（対象期間の生産活動収入÷3）×12〕</p> <p>※6 ※2に該当する事業所にあつては、事業開始後から令和元年12月までの月平均の生産活動収入に12を乗じた額、※3に該当する事業所にあつては、事業開始後から令和2年3月の月平均の生産活動収入に12を乗じた額</p> <p>※7 ※4に該当する事業所にあつては、事業開始後から令和元年12月までの月平均の生産活動収入に12を乗じた額、※5に該当する事業所にあつては、事業開始後から令和2年3月の月平均の生産活動収入に12を乗じた額</p> <p>（1）国事業</p> <table border="1" data-bbox="338 1270 741 1361"> <tr> <th>算出額</th> <th>基準額</th> </tr> <tr> <td>50万円以上</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>50万円未満</td> <td>当該算出額</td> </tr> </table> <p>（2）県事業</p> <table border="1" data-bbox="1653 1270 2056 1370"> <tr> <th>算出額</th> <th>基準額</th> </tr> <tr> <td>40万円以上</td> <td>40万円</td> </tr> <tr> <td>40万円未満</td> <td>当該算出額</td> </tr> </table>		算出額	基準額	50万円以上	50万円	50万円未満	当該算出額	算出額	基準額	40万円以上	40万円	40万円未満	当該算出額
算出額	基準額													
50万円以上	50万円													
50万円未満	当該算出額													
算出額	基準額													
40万円以上	40万円													
40万円未満	当該算出額													
補助額	<p>補助基準額と事業所からの申請額とを比較して少ない方の額の範囲内で知事が必要と認めた額 ※ただし、複数の事業所を運営する法人においては、1法人当たりの上限を200万円とする。</p>	<p>左記の「200万円」を「160万円」に読み替える。</p>												